

第 54 回全国社会人サッカー選手権岐阜県大会要項

1. 主 催 一般財団法人岐阜県サッカー協会
2. 主 管 岐阜県社会人サッカー連盟
3. 大会責任者 一般財団法人岐阜県サッカー協会 専務理事 尾関孝昭
4. 運営責任者 岐阜県社会人サッカー連盟委員長 岩村宣明
5. 試 合 会 場 長良川球技メドウ他
6. 大会 期 日 平成 30 年 3 月 25 日～5 月 3 日
7. 大会 規 定

(1) 参加資格

① (公財) 日本サッカー協会及び (一財) 全国社会人サッカー連盟に登録された第 1 (準加盟を含む) チームにあって、J 1 リーグ、J 2 リーグ、J 3 リーグ、J F L、大学連盟、高専連盟、専門学校連盟に加盟したチームは除く。

② 大会規定 (9) 項「審判」に関する要件が満たせること。

(2) 選手エントリー数

人数制限は設けない。外国籍選手は 1 チーム 3 名までエントリーでき、試合には 3 名同時に出場できる。

(3) 試合時間

80 分 (40-10-40) とする。同点の場合は P K 方式により次回戦に進むチームを決める。

(4) 選手交代

9 名登録中の 5 名まで交代可能

(5) 競技規則

平成 30 年度 3 月 25 日現在における (公財) 日本サッカー協会制定の最新の競技規則を適用する。

(6) 懲罰

① 本大会と東海予選は懲罰規程上の同一競技会とみなし、本大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は東海予選において順次消化する。

② 本大会における警告の累積は、本大会終了時点で消滅し、東海予選に影響を及ぼさない。

③ 本大会期間中に科せられた警告の累積は他大会には影響を及ぼさない。

[懲罰規程〔別紙 2〕第 2 条 3 項 参照]

④ 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に直近の本大会 1 試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会において決定する。

[懲罰規程〔別紙 2〕第 4 条 参照]

なお、本大会での敗退により出場停止が消化できない場合は直近の公式戦において消化するものとする。

⑤ 本大会において、他大会等の出場停止処分を消化する場合は、事前に書面にて大会事務局まで提出しなければならない。[懲罰規程〔別紙 2〕第 7 条 参照]

⑥ 出場停止処分を受けた者は、懲罰規程〔別紙 2〕第 3 条の通り、試合が終了するまで制限される区域には立ち入ることは出来ない。

⑦ 本大会は日本サッカー協会規約規程「第 12 章 懲罰」に則り、大会規律委員会を設け、委員長は本連盟委員長とし、委員については委員長が決定する。[基本規程 第 227 条]

⑧ 本大会の規律問題は、日本サッカー協会「基本規程 (懲罰規程)」に従い、大会規律委員会が処理しなければならない。[基本規程 第 227 条]

(7) ユニフォーム

(公財) 日本サッカー協会ユニフォーム規定に合致し、かつ上着、パンツ、ストッキングはチームで統一された色のものを着用すること。また、色違いものを別に 1 式用意すること。

(8) 上位大会出場権

① 本大会の優勝、準優勝チームは全国社会人サッカー選手権東海予選に出場することができる。

②岐阜県選手権出場権の平成 30 年度の出場権はなし。平成 31 年度は未定。

(9) 審判

本大会の審判は準決勝戦、決勝戦を除き、出場各チームの帯同審判により行う。

この場合の審判団構成は主審、副審の合計 3 名とする。なお、主審は 3 級以上、副審は 4 級以上の有資格者が行い、審判の服装一式を着用すること。

(10) 会場準備・撤収

準備は第一試合の両チームで行う。撤収は最後の試合の両チームで行う。

(11) 会場責任チーム

各会場に責任チームを事務局が任命する。任命されたチームは別に定める責任チームの役割を責任持って果たすこと。

(12) 棄権チームの処置

次年度の本大会出場を停止する。次々年度以降の出場の可否は岐阜県社会人サッカー連盟が審査決定する。

8. 本大会は下記の構成により、規律フェアプレー委員会を設置する。

委員長：岩村宣明・委員：土本 泰、鷺見正人、長村 透、水野智晴、瀬瀬泰一、山本武範

9. 本大会の運営細則を別に定める。